

危険なブロック塀等の撤去費用などの補助

問吉備庁舎建設課

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減および避難経路の寸断を防ぐため、危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

●補助対象となるブロック塀など

道路等に面しているものでブロック塀等の高さが、道路面から 60cm 以上かつ道路等の境界線までの水平距離より高いもの。

※「道路等」とは、国・県・町が管理する道路（里道などを含む）・その他公衆の用に供する道路）を差します。

※「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀・石塀・レンガ塀・土塀その他これらに類する塀を差します。

※民地と民地との境界にあるブロック塀等は補助対象外です。

●申請できる方

補助対象となるブロック塀等を所有する個人であって、ブロック塀等を撤去される方。

●補助対象工事

- ・道路等に面しているブロック塀等の全部または一部を取り除く工事。ただし、一部を取り除く場合は道路面からの高さを 60cm 以下にするこ

と。

※建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路（後退義務道路：有田振興局建設部建築グループで確認できます）内のブロック塀等を撤去する場合は、その全てを撤去すること。

- ・有田川町内に本店を置く事業者に請け負わせる工事であること。

●補助金額

- ・ブロック塀等の撤去に要する費用または町が定めた標準工事費のうちいずれか低い金額の 3 分の 2（上限 10 万円）

※フェンス・門扉などの撤去費は補助対象外です。

●申請受け付け

- ・受付場所／吉備庁舎建設課・清水行政局建設環境室

- ・受付期間／5 月 7 日（火）～2020 年 2 月 4 日（火）
※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。

※着工後の申請は受け付けません。

※申請にはブロック塀等の配置・寸法などが分かる図面、現況写真、塀の点検表などが必要です。その他諸条件があるので詳しくはお問い合わせください。

家具を凶器にさせないために「家具転倒等防災対策支援事業」

問吉備庁舎総務課

家具の転倒などによる被害の防止と軽減を図るため、家具固定を支援しています。

●事業内容

対象 1 世帯あたり家具 3 台まで家具固定を行います（事業はシルバー人材センターに委託）。

●対象者／次の 2 項目に該当する方

- ①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方

- ②次のいずれかに該当する世帯

- (1) 65 歳以上の人だけで構成されている世帯
- (2) 要介護 3 以上の判定を受けている人が属する世帯
- (3) 障害者手帳を有する人で、障害の程度が 1 級または 2 級の人が属する世帯
- (4) 療育手帳を有する人で、障害の程度が A 判定の人が属する世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けて

いる人が属する世帯

- (6) 特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯

- (7) 前述の 6 項目に準じる状態で、町長または自治会などが必要と認める世帯

●費用負担

原則、個人負担はありません。

ただし、費用が 5,000 円を超過した場合、超過分は個人負担となります。

●申し込み

- ・受付期間／～2020 年 2 月 28 日（金）

- ・申込受付場所／吉備庁舎総務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局総務政策室

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。